

令和5年4月からのプラスチック製品ごみの分別収集の実施について

広報2月号でお知らせしましたようにプラスチック製品の分別回収を令和5年4月から実施します。
内容は次のとおりです。
※収集日は、毎月第4火曜日です。



- プラマークがついていない右図の製品が対象です。
- 無色透明の袋に入れて出してください。
- 可燃ごみに混ぜて出さないよう注意願います。
- ※詳しくは、3月中に配布する資源とごみの分別ガイドブックをご覧ください。

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

プラスチック製品回収対象品		マークがついていないもの
台所用品	風呂用品	
収納用品		
清掃用品		
文房具		
その他		

し尿処理施設共同化のお知らせ

吉富町と共同で行っている、し尿処理については、豊前市との共同処理で行うことが決まりました。令和5年4月1日からは、豊前市八屋にある、し尿等前処理施設に変更になります。

3月31日まで▶し尿処理場 周防苑
吉富町外1町環境衛生事務組合 (吉富町・上毛町) 住所:吉富町大字直江361番地
●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線141)



4月1日から▶し尿等前処理施設
豊前市外二町清掃施設組合 (豊前市・吉富町・上毛町) 住所:豊前市大字八屋322番地21
※し尿くみ取り料金の変更はありません。

国民年金の種別変更手続きをお忘れなく！

厚生年金保険や共済組合の加入者(第2号被保険者)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は第3号被保険者となり、自分で保険料を納めることはできませんが、扶養している方の退職や65歳到達、また、扶養から外れた場合などは第1号被保険者への種別変更手続きを行い、保険料を納める必要があります。

この手続きは14日以内に行なっていますが、2年以上遅れた場合には保険料の「未納期間」が発生し、万一の際の障害年金や遺族年金などを受け取れないことがありますので注意してください。

なお、特定期間該当届の提出により「未納期間」を、年金を受けとるための「受給資格期間」に算入できる場合がありますので、詳しくはお近くの年金事務所または住民課住民福祉係へお問い合わせください。

●問い合わせ先 小倉南年金事務所 TEL 093-471-8873
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線147)



令和5年度 上毛町奨学生募集

■貸与資格

申請者または保護者が上毛町に3年以上居住し、他の奨学金を受給していない方

■貸与対象者

大学生(短大生、専門学校生などを含む)
高校生(高等専門学校生を含む)

■貸与予定人員 若干名

貸与金額

大学生(自宅通学) 月額 35,000円以内

大学生(自宅外通学) 月額 50,000円以内

高校生 月額 10,000円以内



■償還方法 最大12年(無利息)

■申請書配布・申込期間

4月3日(月)~28日(金)8:30~17:15(土、日を除く)

●申し込み・問い合わせ先

教務課 学務係 TEL 72-3165(内線177)

令和5年度 就学援助費について

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者へ、義務教育に係る費用の一部(給食費・学用品費など)を援助する制度を実施しています。



■援助対象者

- ・生活保護法に基づく保護が停止または廃止になった方
- ・町民税が非課税または免除になった方
- ・国民健康保険税が減免になった方
- ・国民年金保険料が免除または猶予になった方
- ・児童扶養手当を受けている方
- ・PTA会費など学校納付金の減免を受けている方
- ・その他特別な事情により教育委員会の会議で認められた方

■申請書配布・申込期間

4月3日(月)~21日(金)8:30~17:15(土、日を除く)

■認定方法

提出された申請書や校長及び民生委員の意見書、同居している方の所得状況なども含め、教育委員会の会議において審査します。

●申し込み・問い合わせ先

教務課 学務係 TEL 72-3165(内線178)

令和5年 春季全国火災予防運動について

実施期間 3月1日(水)~7日(火)までの7日間

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者などを中心とする死傷者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

空気の乾燥している時期ですので、より一層の火災予防に努めましょう。

住宅防火 いのちを守る 10のポイント —4つの習慣・6つの対策—

〈4つの習慣〉

- 寝たばこは、絶対しない、させない。
- ストーブの周りに、燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要的プラグは抜く。



〈6つの対策〉

- 【出火防止】ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 【早期覚知】火災の早期発見のため、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 【延焼拡大防止】火災の拡大を防ぐため、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する。
- 【初期消火】火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- 【早期避難】お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 【地域の助け合い】防火防災訓練への参加など地域ぐるみの防火対策を行う。

●問い合わせ先 総務課 総務係 TEL 72-3111(内線113)

管内児童防火標語
はなれるの?
そのいつしゅんが
火事のもと